

# 令和4年財務監査（定期監査）等の中間結果及び財務監査（随時監査）の結果について

監査委員は、令和4年1月5日から同年4月28日までの間に、出先機関352か所のうち90か所について、財務監査（定期監査）及び行政監査を実施し、27か所で35件の指摘事項が認められました。また、令和4年6月16日に、本庁機関1か所について、財務監査（随時監査）を実施し、1件の指摘事項が認められました。

## 【令和4年財務監査（定期監査）等の中間結果について】

実施箇所数	指摘事項が		内訳			
	認められた箇所数・件数		不適切事項		要改善事項	
	箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
90	27	35	27	35	0	0

（参考） 令和3年の中間結果

99	25	34	24	32	2	2
----	----	----	----	----	---	---

不適切事項とは、「法令等に違反するもの」「不経済な行為又は損害が生じているもの」「事務処理等が適切を欠くもの」などに該当するものです。

要改善事項とは、「経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要なもの」「事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要なもの」に該当するものです。

令和3年の中間結果において、不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しません。

## 特記すべき不適切事項

### 1 金額的に特記すべき事案

(1) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの・・・1件

#### ○契約額が過大であったもの

- 令和3年度公園整備工事（県単）その3地質調査業務委託の変更設計額の積算に当たり、地質調査機材等の運搬費について、運搬重量の算定を誤って積算していたため、変更後の設計額（5,610,000円）が88,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（5,385,600円）が84,700円過大であった。

（県土整備局 横須賀土木事務所）

(2) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの・・・2件

#### ○契約書に必要な条項を付していなかったもの

- 一般旅券申請受付審査・交付・作成・電話案内業務委託契約（契約総額548,635,023円、契約期間：令和2年7月1日から令和5年3月31日まで）について、長期継続契約であるにもかかわらず、契約書に契約締結の翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付していなかった。

（国際文化観光局 パスポートセンター）

### ○変更契約の締結が遅れたもの

- ・ 令和元年度酒系第 111 号三保ダム管理用制御処理設備更新工事（公共）（契約額 540,568,600 円）について、契約期間の延長などの契約内容を変更するに当たり、契約書で定める工期末である令和 3 年 3 月 15 日までに変更契約を締結すべきところ、同月 31 日に変更契約を締結していた。

（企業庁 酒匂川水系ダム管理事務所）

## 2 内容的に特記すべき事案

### ○同一箇所で同一の法律・規則違反が 3 回以上行われたもの・・・ 1 件

- ・ 物品管理事務において、賃貸借により調達した複写機 1 点及び購入により取得した備品 2 点（価格計 187,990 円）について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。

（県土整備局 横須賀土木事務所）

令和 4 年財務監査（定期監査）の中間結果等の詳細については、別添 1 のとおりです。  
なお、令和 4 年財務監査（定期監査）及び行政監査の結果については、今回報告分を含めて、10 月中旬に改めてお知らせする予定です。

## 【財務監査（随時監査）の結果について】

令和 3 年の財務監査（定期監査）及び行政監査において、継続して広告業務委託契約に係る手続の状況を確認する必要があると認められた健康医療局保健医療部がん・疾病対策課について、臨時財務監査を行いました。その結果は別添 2 のとおりです。

## 問合せ先

---

神奈川県監査事務局総務課

課長 塩野 電話 045-285-5053

副課長 芳賀 電話 045-285-5054